

(再委託の制限)

第8条 乙は、河川公園の維持管理を第三者に再委託してはならない。(簡易な美化清掃は除く。)ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(実地調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、河川の維持管理の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(第三者に与えた損害の賠償)

第10条 乙は、河川公園の維持管理に瑕疵があったために第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用はすべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第14条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

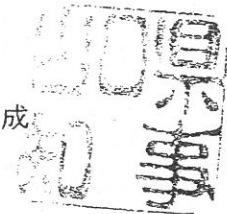
第15条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 10年 9月 1日

委託者 河川管理者

山口県知事 二井 関成



受託者 美東町

美東町長 清水 武人

